

# 平成26年度『専攻建築士新規登録・更新登録』申請要綱

(一社) 三重県建築士会  
制度推進委員会

一般社団法人三重県建築士会（以下、「建築士会」という）では2005年（平成17年）度より専攻建築士制度を開始し、今年9年目の専攻建築士新規登録、および2009年（平成21年）度に専攻建築士新規登録された方の更新登録の申請受付を行います。

この制度の目的は、建築士が消費者保護の立場から、自らの専攻領域、専門分野と、その知識、技術を社会的に明示し、建築士の業務責任の明確化を図ろうとするものです。併せて、建築士法第22条「建築士の知識と技能の維持向上の努力義務」を果たし、かつ、22条の2第3項に定める「建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資する」ことを、目指すものです。

## 記

### 1. 申請方法

専攻建築士登録を申請しようとする者（以下、「申請者」という）は次の期間内に、専攻領域ごとの申請書類一式に、「一般社団法人三重県建築士会制度推進委員会」宛明記の上、各支部事務局へ持参又は郵送（書留）して下さい。郵送される際の郵送料等経費は、ご本人負担とさせていただきます。

申請受付期間：2015年1月5日(月)～2015年2月27日(金) 厳守

申請受付場所：各支部事務局

### 2. 専攻建築士登録者に関する事項

- (1) 専攻建築士は、公益社団法人日本建築士会連合会（以下、「連合会」という）が登録する専攻建築士として、消費者保護の立場に立った業務を遂行し、他の会員の模範となるべく、誓約書に基づき活動を行います。
- (2) 連合会は、専攻建築士登録者へ専攻建築士登録証、カード、バッジを交付(新規のみ)します。
- (3) 専攻領域を複数申請する者は、専攻領域ごとの申請書類一式を揃えて申請する。  
専攻領域数は3専攻領域までとするが、棟梁専攻建築士を申請する者は、原則として複数申請を認めません。

### 3. 申請要件

- (1) 新規登録申請者は、2014年12月31日までに建築士免許取得後5年以上の専攻領域の実務経歴と、責任ある立場での実績3件以上があり、CPD登録者で2014年1月1日～2014年12月31日までの1年間に単位が12単位以上必要とします。

更新登録申請者は、2010年1月1日～2014年12月31日までの5年間の建築士会

CPD 単位 60 単位以上必要とします。

(2) 更新登録申請者で、上記必要な更新基準を満たさない専攻建築士は「専攻建築士経歴証」交付の申請をすることができます。

(3) 申請費用

次の申請費用を建築士会口座に振込んでください。その後、支払証明書の写しを指定書式(様式5)に貼付してください。

ア. 申請費用 《新規・更新いずれも一領域の場合》

【三重県建築士会会員】

(新規登録) 審査登録料：17,280円(うち、消費税額1,280円)

(更新登録) 審査登録料：12,960円(うち、消費税額960円)

【三重県建築士会会員以外のすべての建築士】

(新規登録)、(更新登録) 共

審査登録料：29,160円(うち、消費税額2,160円)

※ 専攻建築士経歴証申請料：

【三重県建築士会会員】 1領域4,860円(うち、消費税額360円)

【三重県建築士会会員以外のすべての建築士】

1領域10,800円(うち、消費税額800円)

※ 更新登録でWEB申請の場合(三重県建築士会会員のみ利用可)は、割引があります。

※ 登録料詳細については、三重県建築士会事務局までお問い合わせください。

イ. 新規の複数領域申請者

【三重県建築士会会員】

一領域追加毎に審査登録申請料10,800円(税額込)を加算します。

【三重県建築士会会員以外のすべての建築士】

一領域追加毎に審査登録申請料18,360円(税額込)を加算します。

尚、認定に至らなかった場合、登録料は返金するものとします。

ウ. 振込先等

振込先： 百五銀行 津駅前支店 普通預金 口座番号 9170

口座名義人：(一社)三重県建築士会

#### 4. 専攻建築士の認定・登録・発表

(1) 専攻建築士は専攻建築士審査評議会審査を行い、適合と判断された申請を連合会に認定申請します。

(2) 連合会認定評議会は、上記申請に基づき審査を行います。

(3) 連合会は、認定された専攻建築士を専攻建築士名簿に登録します。

(4) 連合会から登録の報告を受けた建築士会は、申請者に通知します。

(5) 建築士会は、専攻建築士登録者をホームページに公表します。

## 5. 平成26年度専攻建築士審査・登録申請書類について

(1) 各申請書は、日本建築士会連合会ホームページからダウンロードすることができます。  
三重士会ホームページより経由することもできます。

(2) 上記より入手できない方は(一社)三重県建築士会事務局にて配布します。

## 6. 質疑回答

申請に関する質疑は、次の期間内に各支部所属の制度推進委員(別掲)宛に、FAXにて文書により問い合わせてください。(電話不可)

後日制度推進委員より、FAXにて回答させていただきます。

質疑受付期間：2015年1月5日(月)～2015年2月27日(金)厳守

## 7. その他

書類の不備や記載内容の確認のために、電話にて連絡(現住所又は勤務先へ)させて頂くことがあります。尚、連絡がとれない場合には、審査を行えない為、提出頂いた申請書類等一式を現住所宛に郵送にて返却させて頂くこととなります。申請費用につきましては、郵送料等の経費を差し引かせて頂いた上で、現住所へ返却させていただきます。

## 8. 各支部の専攻建築士制度登録申請担当委員(問い合わせ先)

|      |                  |     |              |
|------|------------------|-----|--------------|
| 桑員支部 | 中村 正哉            | FAX | 0594-76-8869 |
| 三泗支部 | 林 満              | FAX | 059-352-6139 |
| 鈴鹿支部 | 尾崎 斉             | FAX | 059-374-3507 |
| 津支部  | 岡部 宏司            | FAX | 059-225-3544 |
| 松阪支部 | 石倉 正樹            | FAX | 0598-53-9121 |
| 伊勢支部 | 荻田 和宏            | FAX | 0596-25-7607 |
| 志摩支部 | 支部事務局にお問い合わせください |     |              |
| 伊賀支部 | 西出 章             | FAX | 0595-23-9945 |
| 紀北支部 | 植松 顯哉            | FAX | 0597-22-8138 |
| 紀南支部 | 山本 敬司            | FAX | 0597-89-2245 |

以上